

# 1. 会 員 規 程

第1条 この規程は、本連盟の会員に関する取扱いの基準を定め、執行の適正を期するものである。

第2条 「規約第3章-第6条 会員」に記載された会員について、より具体的な会員の属性を規程する。

第3条 この規程により、会員の属性別権利義務、会費徴収の適正な管理、審査時の年会費の徴収、各種大会の出場資格などの適正な運用を図るものである。

第4条 会員属性別の定義を下記のとおりとする。

(正会員)

1、正会員とは、本連盟に正会員としての規定の年会費を納入した者で、本連盟の稽古及び連盟の運営の権利を持つ成人をいう。

正会員は、我孫子市剣道連盟に登録していること。

正会員は、我孫子市在住者とする。但し他市他県在住者は、役員会の推薦と会長の承認により正会員となることができる。

住所が我孫子市であっても、所属連盟が他市他県の場合は、正会員としては認められない。正会員となる場合、前記承認を経て、所属の移籍届を必要とする。

(市内剣友会小学生)

2、市内剣友会小学生とは、市内剣友会に所属している小学生のことをいう。

他市他県に居住していてもよい。

(剣道部中学生)

3、剣道部中学生とは、市内中学校の剣道部に所属している中学生のことをいう。

他市他県に居住していてもよい。

(剣道部高校生)

4、剣道部高校生とは、市内高校の剣道部に所属している高校生のことをいう。

他市他県に居住していてもよい。

(剣道部大学生)

5、剣道部大学生とは、市内大学の剣道部に所属している大学生のことをいう。

他市他県に居住していてもよい。

(学生個人小学生)

- 6、学生個人小学生とは、住所や通学小学校が他市他県にかかわらず、市内剣友会に所属していない小学生のことをいう。

(学生個人中学生)

- 7、学生個人中学生とは、市内中学校の剣道部に所属してない中学生のことをいう。  
市内に住所があり、学校も市内中学校に通っている場合も、市内剣友会に所属していなければ、学生個人中学生とする。

(学生個人高校生)

- 8、学生個人高校生とは、他市他県に居住し市内高校の剣道部に所属してない高校生のことをいう。  
市内に住所があり、学校も市内高校に通っている場合も、市内剣友会に所属していても、学生個人高校生とする。

(学生個人大学生)

- 9、学生個人大学生とは、市内大学の剣道部に所属してない大学生のことをいう。  
市内に住所があり、学校も市内大学に通っている場合も、市内剣友会に所属していても、学生個人大学生とする。

(一般個人成人)

- 10、一般個人成人とは、本連盟に所属してない成人のことをいう。  
審査のみ受審申込をする一般成人をいう。通常の稽古に恒常的に参加する一般成人は、我孫子市剣道連盟に入会せねばならない。

(準会員)

- 11、準会員とは、他市他県の連盟に登録し、本連盟の準会員としての規定の年会費納入した者で、本連盟の剣道稽古を主たる目的にした成人のことをいう。  
所属の移籍が出来ない場合は、会長の承認を経て、準会員となることができる。

## 第5条 会員属性別の権利及び義務を下記のとおりとする。

### 1、(正会員)

- ① 正会員は、本連盟規約を遵守し、権利及び義務を負う。
- ② 正会員は、会費規程に定める会費を支払う義務がある。
- ③ 正会員は、定期総会・臨時総会に出席する権利と義務がある。
- ④ 正会員は、規約第3条の目的を達成するために、武道場の稽古に積極的に参加し、昇段審査を受審する権利がある。
- ⑤ 正会員は、各種行事大会の規定に従い、その運営に参加する権利と義務

がある。

⑥ 正会員は、本連盟が指定する各種講習会を受講する権利がある。

## 2、(市内剣友会小学生)

①市内剣友会小学生は、市内剣友会の推薦により、本連盟主催の小中学生団体試合に出場資格がある。

②市内剣友会小学生は、市内剣友会の推薦、又は本連盟の認定により地区連盟対抗戦、千葉県民体育大会、五市親善大会の選手として出場資格がある。

③市内剣友会小学生は、市内剣友会を通じて、市民剣道大会に出場できる。

④市内剣友会小学生は、全日本剣道連盟審査規則に基づく、本連盟主催の1級審査の受審資格がある。

⑤市内剣友会小学生は、本連盟の年会費を免除される。

⑥市内剣友会小学生は、剣友会の責任者の帯同により本連盟の稽古に参加できる。但し、恒常的になる場合は、稽古参加料を徴収することがある。

## 3、(市内剣道部中学生、以下剣道部中学生と称す。)

①剣道部中学生は、市内中学校剣道部の推薦により、本連盟主催の小中学生団体試合に出場資格がある。

②剣道部中学生は、市内中学校剣道部の推薦及び、本連盟の認定により地区連盟対抗戦、千葉県民大会、五市親善大会の選手として出場する権利がある。

③剣道部中学生は、市内中学校剣道部を通じて、市民剣道大会に出場できる。

④剣道部中学生は、本連盟の依頼により、本連盟主催の小中学生団体試合及び市民剣道大会の運営支援に、若干名の係員を出す義務がある。

⑤剣道部中学生は、全日本剣道連盟審査規則に基づく、本連盟主催の審査会に受審する資格がある。

⑥剣道部中学生は、本連盟の年会費を免除される。

⑦剣道部中学生は、本連盟の稽古に参加できる。

## 4、(市内剣道部高校生、以下剣道部高校生と称す。)

①剣道部高校生は、高校剣道部の推薦及び、本連盟の認定により地区連盟対抗戦、千葉県民体育大会の選手として出場する権利がある。

②剣道部高校生は、我孫子市民剣道大会に出場することができる。

③剣道部高校生は、全日本剣道連盟審査規則に基づく、本連盟主催の審査会に受審する資格がある。

④剣道部高校生は、本連盟の年会費を免除される。

⑤剣道部高校生は、本連盟の稽古に参加できる。

5、(市内剣道部大学生、以下剣道部大学生と称す。)

- ①剣道部大学生は、大学剣道部の推薦及び、本連盟の認定により地区連盟対抗戦、千葉県民体育大会の選手として出場する権利がある。
- ②剣道部大学生は、我孫子市民剣道大会に出場することができる。
- ③剣道部大学生は、全日本剣道連盟審査規則と本連盟審査規程に基づき、本連盟主催の審査会に受審する資格がある。
- ④剣道部大学生は、本連盟の年会費を免除される。
- ⑤剣道部大学生は、本連盟の稽古に参加できる。

6、(学生個人小学生)

- ①学生個人小学生は、我孫子市民であれば我孫子市民剣道大会に参加できる。
- ②我孫子市民でない学生個人小学生が、級審査を受審する場合は市内剣友会に所属せねば受審できない。

7、(学生個人中学生)

- ①学生個人中学生は、次の条件で我孫子市民剣道大会に参加できる。  
我孫子市民であること、又は市内剣友会に所属していること、又は市内の中学校に在籍していること。これに該当しない場合は、我孫子市民剣道大会に参加できない。
- ②学生個人中学生は、以下の条件で全日本剣道連盟審査規則と本連盟審査規程に基づく本連盟主催の審査会にて受審する資格がある。  
条件：我孫子市民であること、又は市内中学校に在籍していること、又は市内剣友会に所属していること。  
以上に該当しない場合は、受審できない。
- ③学生個人中学生は、本連盟の稽古に参加できる。  
但し、恒常的に参加する場合は、会費を徴収する場合がある。

8、(学生個人高校生)

- ①学生個人高校生は、下記の条件で我孫子市民剣道大会に参加できる。  
条件：我孫子市民であること、又は市内剣友会に所属していること、又は市内の高等学校に在籍していること。  
以上に該当しない場合は、我孫子市民剣道大会に参加できない。
- ②学生個人高校生は、下記の条件で、本連盟主催の審査会にて受審できる。  
条件：我孫子市民であること、又は市内高等学校に在籍していること、又は市

内剣友会に所属していること。 以上に該当しない場合は、受審できない。

③学生個人高校生は、本連盟の稽古に参加できる。

但し、恒常的に参加する場合は、会費を徴収する場合がある。

#### 9、(学生個人大学生)

①学生個人大学生は、以下の条件で我孫子市民剣道大会に参加できる。

条件：我孫子市民であること、又は市内剣友会に所属していること、又は市内の大学に在籍していること。

以上に該当しない場合は、我孫子市民剣道大会に参加できない。

②学生個人大学生は、以下の条件で全日本剣道連盟審査規則と本連盟審査規程に基づく、本連盟主催の審査会にて受審する資格がある。

条件：我孫子市民であること、又は市内大学に在籍していること、又は市内剣友会に所属していること。 以上に該当しない場合は、受審できない。

③学生個人大学生は、本連盟の稽古に参加できる。

但し、恒常的に参加する場合は、会費を徴収する場合がある。

#### 10、(一般個人成人)

①審査のみ受審申込をする一般成人は、審査規程による審査を受審できる。

②一般個人成人は、本連盟の稽古に参加できる。

但し、恒常的に参加する場合は、我孫子市剣道連盟に入会せねばならない。

#### 11、(準会員)

① 準会員は、我孫子市の代表選手として、各種試合に参加できない。

② 準会員は、我孫子市民大会の選手として、会長の承認により参加できる。

③ 準会員は、会費規程に定める会費を支払う義務がある。

④ 準会員は、定期総会・臨時総会に出席する権利と義務はない。

⑤ 準会員は、規約第3条の目的を達成するために、武道場の稽古に積極的に参加し、自己研鑽を図る権利がある。

⑥ 準会員は、本連盟主催行事に審判等の役員として、本連盟の依頼により参加することができる。

⑦ 準会員は、各種講習会を本連盟の承認により受講することができる。

⑧ 準会員は、本連盟主催の審査会に受審できない。

第6条 この規程の変更については、役員会に諮り理事会にて決定する。

付 則 本規程は、令和3年9月1日より施行する。

令和4年1月22日 一部改正（第4条10項 入会条項の追加）

令和4年4月1日 一部改正（第5条6項—③ 稽古の参加権の削除）

（第5条11項—①～⑧ 番号の変更）

（第5条11項—① 試合の参加権）

（第5条11項—② 市民大会の参加権）

（第5条11項—⑥ 大会役員の参加権）

（第6条 規程の変更方法）

## 4. 旅 費 規 程

- 第1条 本連盟の会員が、その用務のために出張したときは旅費を支給する。
- 第2条 出張は、会長の許可を得なければならない。但し、緊急で已むを得ない場合は、事後に会長の承認を求めるものとする。
- 第3条 旅費は、交通費旅費（実費）及び日当とする。
- 第4条 日当は別途経費内規による。
- 第5条 交通費は、自宅最寄り駅から現地最寄り駅までの鉄道及び路線バスの運賃又はタクシーの実費を支給する。
- 第6条 本規定の施行にあたり、必要な内規を設ける。
- 附 則 本規程は、昭和59年8月1日より施行する。
- 附 則 令和3年4月1日 一部改正（第4条、第5条、第6条）

## 5. 褒 賞 規 程

- 第1条 褒賞は、本連盟会員の功績に対し授与する。
- 第2条 褒賞は、役員会に諮り理事会にて決定する。
- 第3条 褒賞の対象者は、我孫子市に於いて活躍している正会員及び市内剣友会所属小学生、剣道部所属学生を対象とする。
- 第4条 褒賞の授与理由。
  1. 我孫子市剣道連盟の理事や役員を、長年にわたり務めた者で役員会の推薦があったもの。
  2. 対外試合にて、特に優秀な成績を収めた会員で、業務担当理事の推薦があったもの。
- 第5条 褒賞は、表彰状及び賞金、他メダル、盾など功績に応じて、我孫子市剣道連盟の公式大会にて授与する。
- 第6条 本規程の施行にあたり、金額等必要な内規を設ける。
- 附 則 本規定は令和3年4月1日より施行する。
- 附 則 令和4年4月1日 一部改正（第2条 決定方法）